

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 423

2022年 6 月号 JUNE



今月のお知らせ

今年度の住民税の特別徴収がはじまります

- ✎ インボイス発行事業者になる？ならない？
- ✎ 労働保険・社会保険・源泉所得税などの事務手続き
- ✎ はしやすめ ・切手の話
- ✎ 税務まめ辞典 ・未払金と未払費用



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

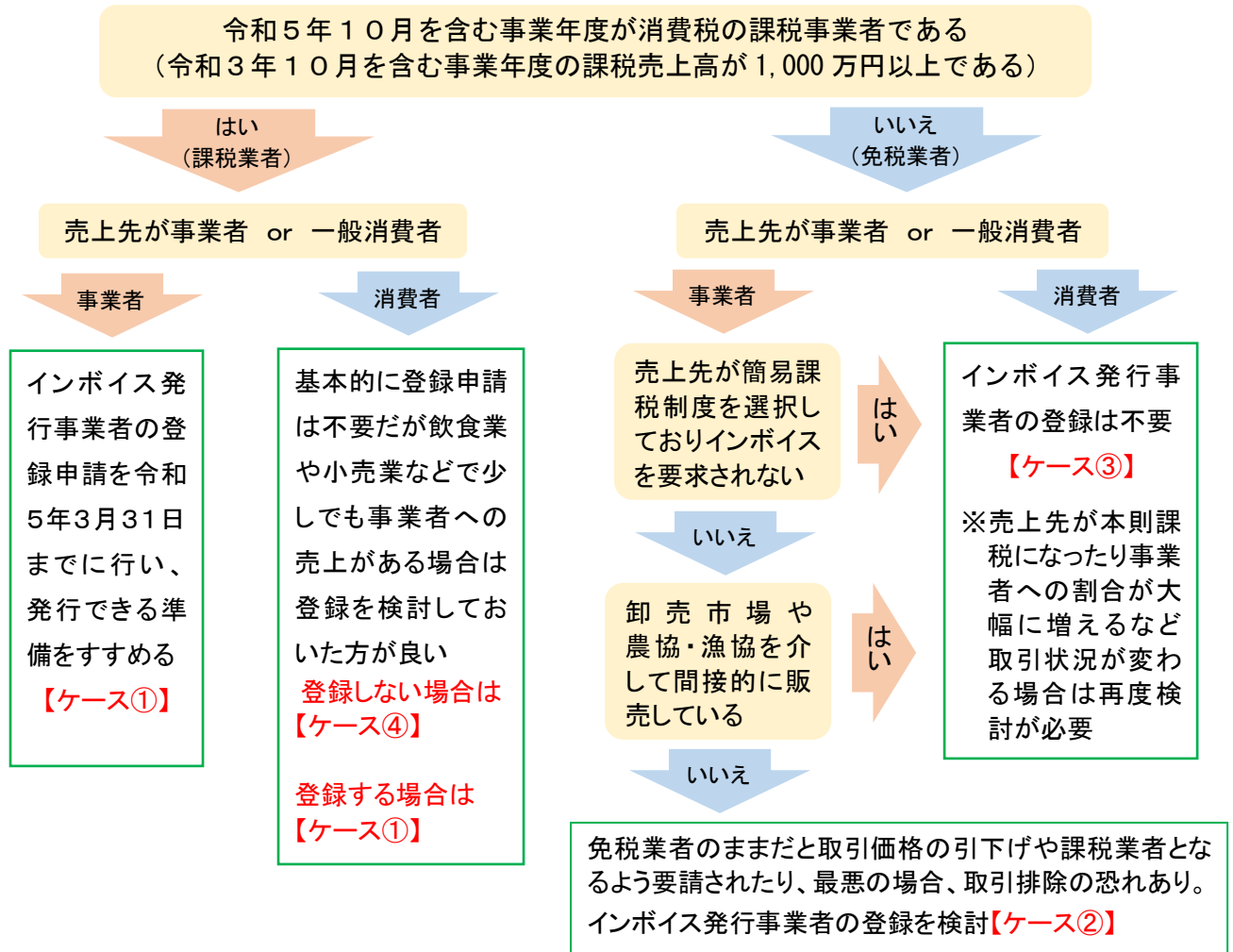
〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

インボイス発行事業者になる？ならない？

関与先の皆様からインボイス（適格請求書）発行事業者になった方が良いのか、それともならない方が良いのかの問い合わせが増えてきました。

当事務所でもインフォメーション No. 415 号、416 号、418 号にてインボイスに関する情報を掲載してきましたが、令和 5 年 1 0 月 1 日よりスタートするインボイス制度に向けてこれから 4 つのケースに応じて登録申請の有無を判断していただくことになります。

インボイス発行事業者の登録検討フローチャート



4つのケースにおける主なメリット・デメリット

【ケース①】 課税事業者がインボイス発行事業者になる

メリット	新規の売上先が業者を選別する場合に免税業者よりも選ばれやすくなる
デメリット	インボイスの発行や管理の事務作業が増える ※簡易課税の場合はある程度軽減可能

【ケース②】 免税業者がインボイス発行事業者になる（課税事業者になる）

メリット	現在の取引先との関係が継続しやすい
デメリット	消費税の納税義務が発生するため、その分利益が減少する

【ケース③】 免税業者がインボイス発行事業者にならない（免税事業者のまま）

メリット	インボイスの発行や管理の手間が不要。引き続き消費税の納付がない。
デメリット	消費税分として請求ができなくなる。インボイスを必要とする事業者から取引を敬遠される可能性がある

【ケース④】 課税事業者がインボイス発行事業者にならない

メリット	インボイスの発行手間が不要 ※本則課税の場合は仕入税額控除を受けるため管理は必要
デメリット	インボイスを必要とする事業者から取引を敬遠される可能性がある

労働保険・社会保険・源泉所得税などの事務手続き

労働保険の年度更新 申告と納付 6月1日（水）から7月11日（月）まで

労働保険料の令和3年度確定・令和4年度概算保険料は、7月11日までが申告及び納付の期限となります。概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）の場合や労働保険事務組合に手続きを委託している場合、保険料を3回で納めることができます。

その場合、第2期は10月31日、第3期は翌年1月31日が期限となります。（事務組合に加入する事業所は、事務組合が指定した日）

今年度は労災保険料率・一般拠出金率の変更はありません。

雇用保険料率は年度途中で変更される予定となっていますので申告書に同封されている賃金集計表の下部にある「概算保険料（雇用保険分）算定内訳」を用いて概算保険料を算定することになります。

	①区分(適用期間)		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		
			②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算保険料額
概算保険料 (雇用保険分) 算定内訳	令和4年4月1日	雇用保険分	(イ)	(ハ)1000分の	(ホ)
	令和4年9月30日		千円		円
	令和4年10月1日	雇用保険分	(ロ)	(ニ)1000分の	(ヘ)
	令和5年3月31日		千円		円
合計	雇用保険分	(イ)+(ロ)		(ホ)+(ヘ)	
		千円		円	

※②欄の(イ)、(ロ)については、①欄の適用期間中に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額を記入。ただし、令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額と比較して、2分の1以上2倍以下の額となる場合には、前年度の賃金総額の2分の1の額をそれぞれ記入。（その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数について、(イ)は切り上げ、(ロ)は切り捨て）

※③欄の(ハ)、(ニ)については、①欄の適用期間中の雇用保険率(右表参照)を記入。

※④欄の(ホ)、(ヘ)については、1円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てず、(ホ)+(ヘ)については、1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨て。

	R4. 4. 1 ~ R4. 9. 30	R4. 10. 1 ~ R5. 3. 31
一般事業	9.5/1000	13.5/1000
建設	12.5/1000	16.5/1000
農林水産	11.5/1000	15.5/1000

社会保険の算定基礎届の提出 7月11日（月）まで

社会保険の算定基礎届は、7月1日現在で在籍している全ての被保険者に対し4～6月に支払った賃金を基に年1回の標準報酬月額を決定する更新手続きです。

新しい標準報酬月額は、9月分保険料から1年間（月額変更に該当する場合を除き）適用されます。ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

①6月1日以降に資格取得した方、②6月30日以前に退職した方、③7月改定の月額変更届を提出する方、④8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※上記③及び④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄の「3.月額変更予定」に○を付してご提出ください。

③及び④の被保険者については、随時改定の要件に該当した場合は被保険者報酬月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を提出してください。

源泉税納期の特例者の納付 7月11日（月）まで

給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、届出により半年分毎にまとめて納めることができる特例です。期限は原則7月10日と翌年1月20日までの年2回の納付です。1日でも遅れて納付すると不納付加算税が課せられる場合があります。

住民税の新年度分特別徴収が開始 7月11日（月）以後毎月10日が納期限

令和4年度住民税の特別徴収が開始されています。

各市町村から郵送されてきた特別徴収関係書類を確認し、すでに退職した方の氏名が記載されている場合は速やかに変更の届出を提出しておきましょう。その後の納付額の変更にもご注意ください。



世界で初めて切手が登場したのは1840年のイギリスです。これまで郵便物を受け取った本人が料金を払っており、届ける地域によって料金がまちまちでしたが、均一で安価な料金を前払いし、支払った証拠として郵便物に貼り付けたものが切手の始まりです。

日本で最初に切手が発行されたのは1871年（明治4年）で、「日本近代郵便の父」と呼ばれた前島密（まえじまひそか）によって郵便の仕組みが築られました。

「手を切る」と書くので何か恐ろしい由来があるのかと思いきや、もともとは持参した人に商品を引き渡す一種の商品券で「切符手形（きりふてがた）」と呼ばれていたものが略されて切手となったそうです。明治時代に郵便切手が流通する前までは「米切手」や「酒切手」、「饅頭切手」などがあったというから驚きです。

日本初の切手は竜が2匹描かれた「竜文切手」です。和紙で出来ており、職人が手作業で作っていました。戦時中は戦闘機や兵士の図柄が中心でしたが、戦後は切手の購入層を増やそうと様々なデザインの切手が登場し、高度経済成長期には切手収集が一大ブームとなりました。今でも熱心なコレクターが世界中にいて、なかにはオークションで数億円もの高値が付く切手もあるようです。

郵便に欠かせないものといえば郵便ポストですが、富士山の山頂にも毎年夏場のみ開設される日本一高い場所にある郵便局があります。郵便局員の方が1週間交代で勤務しているそうですが、通勤だけでも大変そうです。また、和歌山県すさみ町にある水深10メートルに設置された「海中ポスト」は世界一深い場所にあるポストとしてギネス認定されており、こちらはダイバーさんが回収してくれるそうです。

ちなみに、前島密氏は郵便事業の創業のほか、東京を首都とすること（江戸遷都）や国民教育普及のために、学习上困難な漢字や漢文の廃止（漢字御廃止之儀）を提言したほか、鉄道敷設・新聞事業・電話事業・陸運や海運にも尽力した人物で、その功績を称え70年間変わらず現在でも1円切手の肖像となっています。

税務まめ辞典

未払金と未払費用

普段、記帳されている方や決算書等をご覧になったことがある方には馴染みの未払金や未払費用という勘定科目ですが、どういった違いがあるかご存知の方は少ないようです。

どちらも「負債の部」に分類され、何かの費用や資産の購入に対して「まだ支払いが完了していない状態」ということに違いはありませんが、企業会計原則（企業が会計業務を行う場合の基本的なルール）では、次のように定められています。

未払金：非継続な役務提供に対して、役務提供が完了しているが

支払いが終わっていないもの

未払費用：継続的な役務提供契約に基づく役務提供に対してまだ

支払いが終わっていないもの

両者の違いは「継続的な役務提供に該当するかどうか」です。「継続的な役務提供」の例としては「雇用契約（給料）」、「賃貸借契約（家賃）」、「リース契約（リース料）」、「金銭消費貸借契約（支払利息）」、「保険契約（保険料）」などです。

一方で「非継続的な役務提供」とは固定資産・消耗品などの購入や外注費などです。ただし、これらの中で**売上原価や製造原価となるものの未払いについては「買掛金」の勘定科目を使用します**。例えば会社でパソコンを購入し、翌月に支払うような場合、販売用なら「買掛金」、それ以外なら「未払金」となります。

継続的か非継続的か実務で判断に迷う場合は、請求書が届くか届かないかで判断しても構いません。請求書が届くということは**取引が完了し債務が確定したことになりますので「未払金」で計上します**。

反対に、請求書が届いておらず支払いをしていないものが「未払費用」となります。